

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

平成29年

奈良市議会12月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）附則第25条による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正 ・人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（平成29年人事院規則19-0-12及び19-0-13） 	4 制定改廃の概要	<p>(1) 非常勤職員の育児休業の2歳までの再延長 非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合（※）に該当するときは、2歳に達する日まで、育児休業をすることができることとする。（第2条及び第2条の4関係） ※原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等</p> <p>(2) 再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の例示の追加 職員の①再度の育児休業、②育児休業期間の再度の延長、③育児短時間勤務終了から1年を経過していない場合の再度の育児短時間勤務の取得を行うことができる特別の事情について、保育所等に入れない場合を例示として追加する。（第3条、第4条及び第11条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>(1) 非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には例外的に2歳に達するまで休業できるよう措置した地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、国家公務員に係る規定に準じて具体的要件を定めるため。</p> <p>(2) 再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の例示として、保育所等に入れない場合を追加するため。</p>		
5 施行期日	公布の日	担当課	総務部 人事課

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。) _____ までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下 _____ 「1歳6か月到達日」という。) (第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日) までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>
<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条 _____ において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当</p>	<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当</p>

現行	改正案
<p>該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の4 略</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>	<p>該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 略</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	<p>以下の各設置条例について、規定の整備を行う。</p> <p>(1) 奈良市立こども園設置条例の一部改正（第1条による改正） 若草こども園の項、朱雀こども園の項、平城こども園の項及び東登美ヶ丘こども園の項を追加する。（条例第2条の表関係）</p> <p>(2) 奈良市立保育所設置条例の一部改正（第2条による改正） 若草保育園の項及び朱雀保育園の項を削る。（条例第2条の表関係）</p> <p>(3) 奈良市立学校設置条例の一部改正（第3条による改正） 平城幼稚園の項、東登美ヶ丘幼稚園の項及び朱雀幼稚園の項を削る。（条例第2条の表関係）</p>
3 制定改廃 の理由	<p>奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づく本市の取組として、次のとおり再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若草保育園を、幼保連携型認定こども園へ移行する。 ・朱雀保育園と朱雀幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園へ移行する。 ・平城幼稚園を、幼保連携型認定こども園へ移行する。 ・東登美ヶ丘幼稚園を、幼保連携型認定こども園へ移行する。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立こども園設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び定員) 第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
奈良市立鶴舞こども園	奈良市鶴舞東町2番1号	70人	奈良市立鶴舞こども園	奈良市鶴舞東町2番1号	70人
			奈良市立若草こども園	奈良市川上町493番地の1	130人
			奈良市立朱雀こども園	奈良市朱雀六丁目9番地・奈良市朱雀六丁目10番地の2	250人
			奈良市立平城こども園	奈良市秋篠町1,540番地の1	170人
			奈良市立東登美ヶ丘こども園	奈良市東登美ヶ丘四丁目21番26号	140人

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び保育定員)			(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
若草保育園	奈良市川上町493番地の1	160人	三笠保育園	奈良西之阪町9番地	120人
三笠保育園	奈良西之阪町9番地	120人	略		
略			学園南保育園	奈良市学園南三丁目15番28号	200人
学園南保育園	奈良市学園南三丁目15番28号	200人	略		
朱雀保育園	奈良市朱雀六丁目9番地	160人	学園南保育園	奈良市学園南三丁目15番28号	200人
略			略		

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
幼稚園	略	略	幼稚園	略	略
	奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号		奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号
	奈良市立平城幼稚園	奈良市秋篠町1,540番地の1		略	略
	略	略		奈良市立登美ヶ丘幼稚園	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号
	奈良市立登美ヶ丘幼稚園	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号		略	略
	奈良市立東登美ヶ丘幼稚園	奈良市東登美ヶ丘四丁目21番26号		奈良市立三碓幼稚園	奈良市西千代ヶ丘一丁目20番32号
	略	略		略	略
	奈良市立三碓幼稚園	奈良市西千代ヶ丘一丁目20番32号		奈良市立朱雀幼稚園	奈良市朱雀六丁目10番地の2
	奈良市立朱雀幼稚園	奈良市朱雀六丁目10番地の2		略	略
	略	略		略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱 	4 制定改廃の概要	<p>助成の範囲に係る規定中、医療費の助成において控除する額の項目に「市長が別に規則で定める額」を加える。（第3条関係）</p> <p>※なお、控除額（自己負担額）については、規則において以下のように定める予定。</p> <p>1医療機関・1月につき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院及び14日未満の入院については500円 ・14日以上入院については1,000円 <p>（ただし、通院については、上限額1月1,500円）</p>
3 制定改廃の理由	<p>医療費助成制度間における公平化を図るため、心身障害者医療費助成事業においても助成金控除（自己負担）の規定を設けようとするもの。</p> <p>※なお、当事業の対象者は多くの医療機関を受診する必要がある傾向があるため、通院医療の控除額（自己負担額）に上限を設ける。</p>		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 福祉医療課

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 市長が別に規則で定める額</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（平成25年奈良市条例第16号） 	4 制定改廃の概要	条例中の特定非営利活動法人の名称を改める。（別表関係） 「特定非営利活動法人近畿介助犬訓練所」 →「特定非営利活動法人近畿介助犬協会」
3 制定改廃の理由	個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、条例別表に規定されている「特定非営利活動法人近畿介助犬訓練所」から法人名称変更の届出があったため。		
5 施行期日	公布の日	担当課	市民活動部 協働推進課

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表			別表		
名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間	名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
略			略		
特定非営利活動法人近畿介助犬訓練所	奈良市小倉町1,000番地	平成27年1月1日から平成32年9月30日まで	特定非営利活動法人近畿介助犬協会	奈良市小倉町1,000番地	平成27年1月1日から平成32年9月30日まで
略			略		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市都市公園条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 定期監査の実施（平成29年奈良市監査委員告示第7号） 	4 制定改廃の概要	<p>(1) 奈良市都市公園条例の一部改正（第1条による改正） 都市公園の使用料の納付期限について、「市長が指定する期日まで」とする。（条例第13条関係）</p> <p>(2) 奈良市行政財産使用料条例の一部改正（第2条による改正） 行政財産使用料の納付期限について、「市長が指定する期日まで」とする。（条例第5条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>監査委員告示による指摘を受けて、都市公園の使用料の納付期限に関する規定を現状に即した内容に改めるため。併せて、行政財産使用料の納付期限についても同様の改正を行う。</p>		
5 施行期日	公布の日	担当課	都市整備部 公園緑地課、財務部 資産経営課

奈良市都市公園条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用料の納付)</p> <p>第13条 使用料は、<u>公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占有又は第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた際</u>納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、会計年度ごとに分納することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第13条 使用料は、<u>市長が指定する期日までに一括して</u>納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、会計年度ごとに分納することができる。</p> <p>2 略</p>

奈良市行政財産使用料条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用料の納付)</p> <p>第5条 使用を許可された者は、<u>使用前に</u> <u>その使用料を納入しなければならない。</u> <u>ただし、市長が特に必要があると認める場合は、後納することができる。</u></p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第5条 使用を許可された者は、<u>市長が指定する期日までに一括して</u> <u>その使用料を納入しなければならない。</u></p>
2 略	2 略